

産業生活常任委員会

(平成24年8月28日)

山本里香委員長

それでは、付託議案の審査に入りたいと思います。

発議第6号、四日市市観光大使設置条例の制定についてということで、資料の配付が四日市市観光大使設置条例(案)の原案と、綴じたものですが、原案と、それから、こちら委員会で先日確認をしました修正案です。修正案です。

そしてまた、8月1日から15日の間で行いました条例(案)に対する意見募集について、提出された意見と、意見に対する、こちら正副のほうで案をつくらせていただいた回答案がつくってありますものを用意させていただきました。この提出された意見に対する回答について、幾つかずつまとめて内容別にしてありますけれども、この回答をここで、本委員会で決定をするための作業を今からさせていただきます。

一つ一つ文言のこともありますので、皆さんと確認をしていただきたいと思いますので、まずは、それではお願いをします。

議会事務局 栗田主事

それでは、失礼いたします。

では、順番に1条ずつ読み上げさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

まず、ちょっと資料の説明なんですけど、四日市市観光大使条例(案)に対する意見の内容と、意見に対する考え方というもののナンバー、一番左にあると思うんですけど、その隣に「原」というものがあると思うんですけど、その「原」というナンバーはもう一つの資料、四日市市観光大使条例(案)に対する意見で出てきた意見の資料のナンバーとリンクしておりますので、よろしくお願いいたします。

そうしましたら、ナンバー1から順番に読み上げさせていただきます。

まず、条例全体について出てきた意見としまして、「基本的には賛成。明るい四日市市の姿を現世から次世に向けて誠実にPRすることを期待する」。

2番目の意見としまして、「観光大使の趣旨には賛同する」。

3番目の意見としまして、「四日市市の魅力・よさを国内外にPRするために「四日市市観光大使」を任命することについては、異論はない」。

4番目の意見としまして、「「公害の町四日市市」のイメージはずっとつきまとい、依

然として払拭されそうもない。我々四日市市民以上に県外の多くの方が抱かれている。このようなイメージを少しでも払拭する観点から、観光大使設置条例を制定することには異議なく賛成」という意見が出てまいりました。

これに対しまして、正副の意見に対する考え方としましては、「本条例を制定することで、さらに、本市の魅力やよさの発信につながるものと考えています」というふうな回答案でございます。

山本里香委員長

この制定するという点に関して、制定するという点に関してのことですけれども、皆さんからのご意見をいただきながら、修正する部分は修正をしながら、決定をしていきたいと思いますが。特によろしいでしょうか。次へ、よろしいでしょうか。

(なし)

山本里香委員長

次へ進めます。

それでは、その次の項目でお願いします。

議会事務局 栗田主事

5番の意見としまして、「四日市市を広く県内外、国内外に知ってもらうために観光大使設置条例を制定することはとてもよいことだと思う。四日市市を広く世間にPRするためにまずどういったものを見て、知っていただくか、観光施設か、特産物か、港湾関係か、地場産業・技術か、また、どういった方々を対象に考えているのか、ある程度明確にしておく必要がある。観光大使になっていただく方がPRポイントを押さえて、時と場所を対象の方々にわかりやすく紹介できるようにしていただきたい。最近は芸能人がテレビ・ラジオを通して「どこどこの観光大使をしています」と言って、地元のPR活動をしてますが、とてもうらやましく思います。早く四日市市もこのようにPRを行っていただきたい。そのためにもまず、広く市民の方々が四日市市の観光はこれだ、こういうものが市としてほかに誇れるものだ、自慢できるこういう観光施設があるといった共通の認識を持つようにしておくことも重要だ」というふうなご意見をいただいております。

あと、6番としまして、「尻切れにならないように、「観光大使」が設置されたことを周知していただきたいと思う」というふうなご意見をいただいております。

これに対しまして回答案としましては、「本条例は、本市の魅力、良さを広く国内外にPRするために制定するものであり、必ずしもその対象を限定させることは規定しておりませんが、観光大使によるPR活動がより効果が高いものとなるよう、検討してまいりたいと考えております。また、本市の魅力について、市民が共通認識を持つとともに、大使の活動内容について、市民の皆様への周知は重要であると考えており、市の広報などを用いてお知らせしていくことが必要であると考えています」というふうな回答案でございます。

山本里香委員長

一呼吸、二呼吸、三呼吸ぐらいおきます。確認ください。

よろしいでしょうか。

森 智広委員

意見に対する考え方の前半部分なんですけれども、「必ずしもその対象を限定させることは規定しておりません」というのがあるんですけれども、ちょっとかたいのかなと思ひまして、一応全てが対象ですよという書き方のほうがいいのではないかなと思っております。

山本里香委員長

というご意見をいただきましたが、ちょっと確認を皆さんの目でしてください。

全ての。

(なし)

山本里香委員長

そういうご意見も出ましたが、文言をこう直すというのであれば、こう直すということで、どうですかね。今、そんなご意見が出ましたが。「必ずしもその対象を限定させることは規定しておりません」ということを、全ての……。

中村久雄副委員長

全てのものを対象にする、していますとか。

山本里香委員長

全てのというのもまたちょっと漠然とする。

森 智広委員

これでいいです。何も意見がないのもあれやと思って。

山本里香委員長

わかりました。

ニュアンスですね。

清水商工農水部長

例えば規定しておりませんが、広い分野での観光大使によるPR活動がより効果が高いと入れたらという意味で、もう私もいいです。

山本里香委員長

そうですね。今、部長から案が出ましたが、一つの、広い分野での……。

清水商工農水部長

条例ではそんないわゆる分野は特定していませんと、規定していませんけれども。

山本里香委員長

特定しておりませんが、広い分野での……。

樋口龍馬委員

森委員の意見をちょっとそこの部長の考え方に組み込むのであれば、「広い」から「あらゆる分野」ぐらいにしておけば、全てというような意味合いもとれるのかなと思います

ので、いかがでしょうか。

山本里香委員長

ということは、「対象を限定していません」ということではなくて、それを言いかえた、裏返した言い方で、「広い」とか「あらゆる」とかいう形で、「を想定しています」という、「規定」ではなくて「想定しています」とかそういう意味合いですか。その方向でというのであれば、そのようにこちらで文章をまた作りかえた部分を出しますが、皆さんの中で、そのことについてご意見。このままでいくか、「広い分野」「あらゆる分野での活躍を期待しています」という。

中村久雄副委員長

イメージは同じことを回答しておるんですけども、この質問というか意見が、この明確にしておく必要がある、観光のポイントを押さえたほうがいいという意見なので、そういう規定はしていませんよ、というのがいいかなと。いきなりそれで「あらゆる全ての」という答えよりも、回答としたら、同じことなんですけどね。と、解釈していますが。

森 智広委員

原案どおりでいいと思います。

山本里香委員長

よろしいですか。それで皆さん、ご了解いただけますか。

(異議なし)

山本里香委員長

では、その次へ進みます。

議会事務局 栗田主事

では、7番の意見としまして、「四日市市の観光大使を置くことに意味があるのかを考えると、その前に四日市市の観光としての特色がない。どこに観光地があるのか。国内外

に発信する前に私たち市民にも教えてほしいぐらいだ。いまだに四日市市といえば四日市ぜんそく、工業都市としてのイメージが強い。とんてきが名物と言われても、つくられた名物であって、市民に余りなじみもない」というふうなご意見です。

8番としましては、「ハード面での整備も早く実施してほしい。PRするからには四日市市に来て、見ていただく方もあるかと思われるので、1日で全てを見て回れるのでは悲しい。観光施設にあわせてPR設備の充実、宿泊設備など（必要に応じて近隣の市町村とタイアップ）、観光大使を設置することで四日市市に必要なものは何か、市民から広くご意見をいただき、早急に実施する。観光大使がPRして恥ずかしくない観光都市、市民が誇れる観光都市を目指したまちづくりを目指して早急に進めるようにしてほしい。せっかく条例をつくっても施行する時期が遅くては意味がないので、早期に実施し、PDCAですばらしい四日市市ができることを望みます」というふうなご意見をいただいております。

これに対しまして回答案ですが、「例えば商工農水部において、四日市市コンビナート夜景クルーズやコンビナート企業などへの工場見学など、工業都市であることを活かした観光施設などさまざまな情報をPRしています。さらに、条例制定を契機に、観光都市を目指した取り組みをより一層進めていく必要があると考えており、条例を早期に制定するよう努めてまいります」というふうな回答案でございます。

山本里香委員長

今現在の観光の状況を問題視しながら、早くということの要望も入っているわけですが、いかがでしょう。

樋口龍馬委員

これは原案を修正案に直していく過程でも、我々も議論を出してきましたけれども、あくまでシティプロモーション、シティセールスというものが非常に大きな担いであるという部分が出てまいりましたので、その観光について言及する形でこう考え方を示していくよりは、シティセールスという部分もここでうたっていったほうが、この質問者というか、ご意見いただいた方に対して、より適した返答になるのかなというふうに感じました。

山本里香委員長

ちょっと見ていただきたいのですが、後半の部分で、観光だけではなくて、広くという

ところがあるんですけども、この分野別を分けるときにもいろいろ苦心をしまして、どこへどのようにとということ振分けをしました。その中で、5番と6番のことにダイレクトに答えている形にはこの部分でなっていて、後ろの後半の部分で、21の部分でそういった意味合いも入れているのですが、5、6のところはそのニュアンスを入れるべきかということですよ。ここにも。

この回答を見る方は、自分のところも見ただろうけれども、全体を見ていただけるとは思うのですが、一つのところで網羅をするということではできないので、全体の中での回答となっていく。ただ、あちらにもこちらにも同じ回答が出るようなことにはならないようにとは思いますが、いかがでしょうか。

小林博次委員

認知された観光というのは少ないんやけど、これから部として、だから、四日市市として、観光資源として開発したいところはたくさんあるわけやな。例えば1000年前のあの茶、茶の木があるわけやね。四日市に。ところが宣伝がしていないから、わからん。だけど、静岡とか京都とか、京都はあるかもわからんけど、ほかに比べたって決して見劣りする資源ではないわけやね。だから、そういうものを観光資源化をしていくとか、ほかに例えば萬古なんかでも、伝統産業としてそのまま見てくれとって、そんな汚いところを見てもしょうがないけど、何かこう少し手を加えて観光資源化するということが可能やわね。だから、そんなふうに見ていくと、まだほかにあるので、検討すべき課題を、観光化したいところはこれだけあるよということ、あわせてここでPRしてもらったらどうなのかな。行政側に余りやる気がないとあかんけど。

山本里香委員長

これは、こちらで議会の側で答える形をとりますが、今の後半の部分、「条例制定を契機に観光都市を目指した取り組みをより一層進めていく」というところをもう少しその具体的にという記述が要るのであれば、この中にその今まで以上にという意味合いの具体的なことを少し書き込むかどうかですが。

小林博次委員

例えばあのコンビナート企業のこれ宣伝があるけど、ここでも日本の高度経済成長を、

石炭から石油化学へ転換ということで、全体をリードした都市であるわけですね。途中経過で公害という問題が発生して、大変な思いをして克服した。だから、そういうことが実は観光として売り込める中身ではないのかなと思うの。理論的にまだ整理されているかどうか、それはちょっとあれなんやけど、輪郭としてはそんな感じがあるので、そういうことを、これから観光資源化しますよということで売っていくべきではないのかなと。水沢のお茶もそうやわな。

ほかに富洲原か、あの排水路、それから、水沢なんかの農業用水路、もうところどころ道路で分断してしまっておるけど、ああいうのはきちっと復元をしていけば、一つの観光の素材にはなり得る。そんな何百万人も来るような素材にはならんけど、数万人ぐらい来てくれるような素材にはなり得る。だから、観光資源らしいものは今すぐは見当たらんけど、その材料がたくさんあるので、それを、こういうことを観光資源化しますよということをあわせてここで宣伝してもらうことが観光の始まりになると違うかなと。難しければまあ。

山本里香委員長

それでは、ここに具体的なことを書き込むかどうかですが……。

中村久雄副委員長

樋口さんの回答って、この中で我々の思いとかいうのはおっしゃるとおりだと思います。この回答の中に市の魅力アップを入れたらどうかなというふうに考えます。この後段の部分の「さらに条例制定を契機に、観光都市を目指した取り組みをより一層進めていくことで、市の魅力アップにつながるよう、条例を早期に制定するように努めてまいります」というふうなことで、市の魅力アップ、シティセールスなんやという文言を加味できるかなと考えますけど、国語の先生、いかがでしょうか。

山本里香委員長

今、二つのことが出ています。その観光だけではなくてというシティセールスの部分と、それから、その観光の部分でも具体的な記述を入れるかと、二つの件が出ていて、今、副委員長からは、シティセールスの部分で、その意味合いを加味するなら、本市の魅力アップと、これ、下の段の9番の回答にはそういった文言が出てくるのですけれども、ここで

も重ねて、その「広く」という意味もあって、観光だけに目が行かないように、魅力アップという言葉、努めるということを入れたらどうかと、そのことについて。

それと、先ほどの具体的なものを二、三記述をすることによって、これからもっと観光都市として広げていくという、発展させていくということのちょっと足がかりのようなことを少し入れることでPRしてはどうかだけど、取り上げたものと取り上げたものでないことで、ちょっとこれはまたあつれきも出てくるかなとは思いますが、そののところ2点ですが、まず、一つ目の問題点、一つ目の問題点で、シティセールスということに及ぶのをこの中にも入れるということで、その手法として、「本市の魅力アップ」というのを下から2行目「一層進めていく」という、3行目ですね、「観光都市を目指した取り組みをより一層進めていく必要があると考えている」というところに「魅力アップ」をつけ加えるということのがよいということの意見が出てくれば、それはそのようにこちらで直すこととなりますが。一つ目の問題点。「より一層進め、本市の魅力アップ」。

小林博次委員

必要なことやわな。

山本里香委員長

文言を入れましょうか。入れるということで。

小林博次委員

そういう目的やもんな。

山本里香委員長

小林委員から賛同の声が上がりました。

ほか、賛同の声が次々上がれば。意見がない、だめだということがないことはよいということですか。判断に苦しみます。

小林博次委員

文章をごまかしておきます。入っても入らなくても。

山本里香委員長

そうくるという。

小林博次委員

あんたのほうでまとめたやん。これ。

山本里香委員長

なければ、これは原案どおりにいきますので、私たちが提案をさせていただいているのでいきますので、これをつけ加えよということが、ここでの大勢になれば、それは変更します。

小林博次委員

ここで答弁をこうやってして、都市の魅力アップも入れてやってもらって、あと、こんなような取り組みをするよという論議があったということをもた加えて出してやってくれたら、全部入りますやろう。であれば、提案してくださいと書いてあるやん。

山本里香委員長

ここを少し膨らませるという意味ですね。膨らませればいいだけだということですが。

森 智広委員

そういうことです。

山本里香委員長

じゃ、この部分。

樋口龍馬委員

僕が何で言ったかという、2番の人の答えというのはここでしかないんですよ。1番の人の答えは前段でも出るし、この今のところでも出るんで、1番に人には非常に丁寧に答えているなという印象があるんですが、2番の人こそが私たちにも四日市の魅力を教えてほしいぐらいだということが一番強く意見の中で言っているんで、であるなら

ば、1個上の対応の部分での「市民が共通認識を持つとともに」を、こちらのほうにも盛り込んでいただいたほうが、なお1人に意見に対して丁寧に答えるという意味ではいいのかなというふうに考えました。なるだけその自分に対する対応を一番初めに読まれると思うので、そのときに、俺に答えてもろうていない、私に答えてもろうていないという悲しい思いだけしないように、せっかく意見をいただけたので、確かに余り重複するのはよくないのかもしれないですけど、意見を出したところに全部答えが包含されると、出しがいもあるかなと思いますので、可能であれば配慮していただければと思います。

山本里香委員長

できるだけ丁寧にという意味合いですが、7、8の項目の部分に、具体的な事例や、それから、シティ魅力アップという意味合いをつけ加えて文章を直すということで、預らせていただいているのですか。まずはここ、まずはここね。預かるのというか、まずはここ、今、最後まで。

石川善己委員

済みません。複数項目の中で同じ文言が出てくるというのは、個人的にはどうかなという、引っかかる部分があって、であるならば、これ三つ包括して一つの答えという形にしちゃったほうがええのかなと思うんですよ。ここでも本市の魅力アップというのが、12番に対しての回答があって、同じ文言って、僕は個人的には余り、複数のところへ同じ文言が出てくるのって好ましくないのかなと思うんですが、皆さんが一旦それでもいいんじゃないかというご判断であれば、いいんですけれども。個人的な意見です。

山本里香委員長

三つ一緒にする。

中村久雄副委員長

三つというと、この7、8、9をあわせて回答。

石川善己委員

7、8、9をあわせて一括でもうちょっと厚い内容にして回答とかならいいかなと思う

んですけど、あえて二つに分けた中で同じ文言が出てくるというのは、個人的には文章的にちょっといいのかなと思って。

山本里香委員長

制作するとき、この分けるということ自体が大変困難なことだったのを、それぞれその意見をいただいた方の思いを、思いめぐらしながらこう分けていったわけで、その今の観光都市としての、そんな観光なんてないんじゃないかという思いを込めて言っているんだろうとか、それから、そこら辺のところの部分で分けていったわけですけど、7、8、9を、じゃ、基本的なところで今二つの意見が出ていますね。重ねてでも丁寧にという意見、それから、できるだけ端的に、端的にそれぞれの項目で重複がないようにという。私たちはもともとは余り重複がないようにということを目指しはしたのですが、そのほうがすっきりすると思ったのですが、皆さんの中でこういうものの扱い、それに対する考え方が分かれば、ある程度統一をしていかないとはいけないとは思いますが、私たちとしては、そのできるだけということ。ただ、丁寧にという意味合いとは、重複とは別ですけどね。

ということの中で、こう全体をずっと見ないと、こう一つ一つやっていくと、逆に言うと、わからないかもしれないですね。ずーっと全部見てから、意見にしますか。

ちょっとここで休憩時間を取りたいと思います。今、あちらの時計で15分になっていませんが、25分までちょっと休憩をとります。

14 : 13 休憩

14 : 26 再開

山本里香委員長

再開します。

失礼します。

大変混乱をさせます。内容を、ちょっと全体を見ていただいて、今までも意見も出ていたわけなんですけど、2枚目の15番までのところが全体的な条例のことに対する意見です。16番からは、その原案として示した部分についてのそのことですので、これについては、

こちらで私たちが前回修正案を出したものの対処の中で淡々と答える部分になるので、15番までのところがちょっと時間を要するかわかりませんが、15番までのところを一くくりに、今、読み上げを続けて、その中、15番までを一体化して、一体化してご意見をいただいて処理をしていきたいと思えます。それが終われば、後のところはまた淡々と行けるのではないかと思えますが、そのような進め方をさせていただいてよろしいでしょうか。ご意見がほかにありましたらですが。指摘がありましたら。

加納康樹委員

委員長が指示をしていただいて、読み上げを省略でも結構です。

山本里香委員長

読み上げるのもえらそうですが、ちょっと、その今、今、短時間、5分とります。35分までちょっと読んでいただきたいと思います。

時間をとりましたが、よろしいでしょうか。

今、15番までのところで、全体的なこと確認をしていきたいと思えますが、意見がちょっと分かれるような保留になるところは、また一番最後へ回すということもしたいと思えますので、まず、15番までのところで、今、意見が出ているのが、7、8、9のところのまとめ方というのは出ておりましたが、それ以外のところ、あるいは7、8、9についても、先ほどの意見を15番まで読んでみて、そして、やっぱりそうなのかということで、ご意見がありましたら。

伊藤 元委員

済みません。7、8、9の意見についての考え方、これ、二つをあわせていってもいいのかなというふうに思うんです。私は。あとはもう、これ、細かなところで、大体このようなことでいいのかなというふうに私は考えます。

以上です。

山本里香委員長

7、8、9をちょっとあわせて考えて、あとのところは15番までについて、まず、この回答でいいのではないかということですが、例えば7、8、9以外の10、11、12、13、14、

15についてのところでご意見がありましたら。

荒木美幸委員

一つ確認したいんですけれども、13番の11のイメージキャラクター、キャンペーンガール云々というところなんですけど、観光大使というのはイメージキャラクターとキャンペーンガールと、あともう一つクイーン四日市というのがあるんですけれども、別ですよ。考え方としては。そこが何かこう恐らく市民の方って、ごっちゃになっているのかなというのがあるんですけれども、ちょっとクイーンについての回答のところ、「本条例については対象として著名人の方を想定して」と云々とあるので、そういったことも少し丁寧に伝えてあげたほうがいいのかなというのをちょっと印象として持ちましたが、いかがでしょうか。

ここについての回答が、「現在、イメージキャラクターとして「こにゅうどうくん」に活躍してもらっています」だけの答え、ここは。

山本里香委員長

その趣旨は、これは違いますよというのは言いにくいので、このような形で導入、そのイメージキャラクターって何という意味合いの中で、これを入れたつもりなんです。そのあなたの言っていることは間違っていますよというのは、なかなかダイレクトにいけば書きにくいのでということで、ここはそのような思いつもりでしたが、また、それで足りないのであれば、ですけれども。

13、14についてのことで出てきていますが、なお、いかがでしょうか。今は7、8、9、あるいは13のところ、これはいかがされますか、荒木委員。今のことはこちらの考えたことです。

加納康樹委員

今、荒木さんがおっしゃるのも、もうそのとおりだとは思いつつも、でも、じゃ、これ、大使条例が決まりました。第1回目の委嘱式を、こういうのを行いますというときに、こういうたぐいのやつですから、委嘱ナンバーゼロはこにゅうどうくんであってもいいような気がしているんですよ。個人的には。なので、この表現でもいいのかなというふうに私は思うんですが、何が正解って、ないとは思いますが。

荒木美幸委員

確かにここにゆうどうくんは加納委員のおっしゃるようなそういう位置づけでもいいかなと思うんですが、キャンペーンガールはまた違うので、こここのところの誤解が何かないようにしたいなというのがすごくあるんですけど。思いとしては。それをこう何か市民にわかりやすく、違うのよという言い方は、確かにこうダイレクトには、言葉としては使っちゃいけないのかもしれませんが、その辺はこうグレーにしてという格好でいいんでしょうかね。返事としては。リターンの返事としては、どうなのかしら。

山本里香委員長

後のほうでも市民全部が大使であるとかそういう話もあって、著名人という部分も出てきているので。総合的に判断をしていただきたいという案です。

荒木美幸委員

わかりました。

山本里香委員長

問題点があれば、指摘をお願いして。

加納康樹委員

今のところは、正副でご苦労いただいているので、その辺でおわかりをいただくというので、私としても了としたいと思います。

1点だけ、ちょっと戻るのかもしれませんが、1ページ目の9のところで確認だけしたいんですけど、この9の意見に対する考え方の表現として、「本条例案については、市が平成23年度を観光元年と位置づけ、観光推進室を設置したことに伴い、本市の・・・、議員発議で提出しました」、伴って発議されたんでしょうか。発議者の方のご意見だけ、伺いたいです。

森 智広委員

伴っているという認識でいます。

山本里香委員長

ありがとうございます。

どきっとしました。ということですが、そうしますと、ほかにはなかったら、7、8、9の処理。

中村久雄副委員長

この間、市民総ぐるみ防災訓練へ行ったら、消防署のキャラクターもおるんやね。

山本里香委員長

ラブちゃん。

中村久雄副委員長

ここで、何かこうキャラクターの選挙が、人気投票が行われていたので、ここでこにゅうどうくんだけ書いてもええのかなと、ふっと思ったんやけど。この上のイメージキャラクターのところですけど、イメージキャラクター、キャンペーンガールも皆含めてということですから、イメージキャラクター等としてこにゅうどうくんなどに活躍してもらっていますというふうな。

山本里香委員長

認識が違ってきたよ、ちょっと。

ラブちゃんは消防署やに。四日市じゃないもん。ということで、済みません、この審議のときは。

中村久雄副委員長

了解。

山本里香委員長

ということでいいですか。

(なし)

山本里香委員長

そうしたら、問題となっている7、8、9、あわせてちょっと文章をこちらで練るとい
うことなのか、このままでいくということなのか、どうなのかということをごここで問いま
す。

(「一任」の声あり)

小林博次委員

このままいくのと、それから練るのとあわせて、また出してくれたら、ええんや。

山本里香委員長

一任と言われたら、このままになる。

小林博次委員

いやいや、文章としては、これで済むと思うの。終いまで見ているのを、これでええと
思う。よくできていると思うんやけど、変にこう改良してしまうと、またつじつまが合わ
んことになってくるという感じがしているの。

伊藤 元委員

7、8、9のところだけなんやけど、回答を、これ、二つに、2段に分けてもらってあ
るけど、下の「本条例案については、市が平成23年度」云々とあるんやけど、これを先に
持って行って、それで、「考えています」でしょう。「例えば商工農水部において」こう
やってずーっといくと、何かつながっていくような気がするのやけれども、そういう文言
ではあかんのかなって思うんですけれども。真ん中の線をとって。

山本里香委員長

ここを合わせて。

伊藤 元委員

上と下を入れかえるだけで。

山本里香委員長

合わせて、この内容で文字を確認することであつたら、簡単にできると思いますので、合わせるという意味合いと、回答の内容がこれでよければ、短時間で後で修正をしますが、それでよろしいですか。合わせるということで。

(異議なし)

山本里香委員長

よろしいですね。じゃ、その方向でちょっとします。

それでは、今、懸案になっていた7、8、9の件はそれで持ちます。10、11、12、13、14、15についてはこのままで進めさせていただきますか。

(異議なし)

山本里香委員長

それでは、後半の部分に、読んでいただきましたでしょうか。16、趣旨についてということで、これは条文についてですが、1条については7、8の回答を参照ということで、7、8、9の回答を参照ということになります。よろしいでしょうか。

(異議なし)

山本里香委員長

第2条(対象)についてということで、これについては幾つか出ておりますけれども、大きく四つ、五つになっています。それぞれのところ、ちょっと確認をいただきたいと思えます。対象。著名人の方を対象と、想定としている。あるいは大使の方に何か不祥事があつたときの対応についての心配に対する答え。

よろしいですか。加納委員、ご意見。

加納康樹委員

次のページにも至りますが、23番のところですが、これに対して、23番の方が名刺サイズというふうには限定はされていますが、委嘱証を発行する。それは云々という具体的なところを提案してもらっておるんですけど、これに対して委嘱証か委嘱状が知りませんが、委嘱状の授与、お渡しというのは、これ、当然想定されているんですよ。

小林博次委員

そうやろう。

加納康樹委員

ですので、そのことについて、考え方についてはおっしゃるとおりで、委嘱状の発行は想定しておりますし、第5条に規定のとおり、名刺等の給付も考えておりますという、ちょっと具体的に答えてあげてもいいかなと。

山本里香委員長

それは、その前の文章が市民の人という。

樋口龍馬委員

自薦他薦で誰でもできる。

山本里香委員長

ということに対してなので、それに対しては、市民の方の、その対象として著名人の方を想定ということなので、市民の方に委嘱をするときにこういうカードをということについては、想定は否定をしているわけなので、言及していませんが。委嘱状とかはまた別に、選任をする場合のものは大使さんにはあると思いますが、この内容は市民の方に対して渡すということだというふうに解釈をしました。

加納康樹委員

そういう解釈だね。なるほど。

山本里香委員長

そういう市民の人がやるのもいいんじゃないかなということで、書かれたんだと思います。

加納康樹委員

わかりました。

山本里香委員長

何かありますか。ご指摘がありますか。

石川善己委員

やけにこのパブコメを見ておって思ったので、条例を見ておったんですけど、結局やっぱりその一般市民が応募できるという捉え方をされている方が多いのかなって思うんですよ。これを見ていると。そこがやっぱりちょっと不明確なのかなって。本市の出身者で居住か勤務をした者で、ゆかりがあってって、活動ができてっていう部分だけやったら、一般市民でも応募ができるのかなという捉え方をして書いている人が多いかなと、今、思ったもんですから、何らかの形でちょっとわかるような文言をどこかへ入れたほうがいいのかなと、ふと思ったんです。

山本里香委員長

それは条例の中にあるという意味ですね。これ、こういう指摘が、こういう……。

石川善己委員

勘違いをされている方が多いのかなと思ったもんですから。

山本里香委員長

こういうご意見があったことを受けて、回答は回答だけれども、条文の中にもそれを、それを入れないと、意味合いがとれないということですか。

石川善己委員

多分あらかたの方は、一般的に我々がつくった意図とかを理解をされておるんだと思うんですけど、中には自分たちが申し込みたいと思って、これだけをぱっと申し込みたいと思って見たときに、一市民の方が、じゃ、手を挙げて、やらせてくださいと言われたときに、あ、対象じゃないんですよとわかるものが何も文言とか明記をされていないのかなと、今、思ったんです。そのパブコメを見て。

山本里香委員長

それでは、この回答については、この回答でいいんだけども、ちょっとこれは後のほうに積み残しで行きます。回答についてはこれでよろしいですね。

(異議なし)

山本里香委員長

問題点の指摘がありました。

伊藤 元委員

これ、コメントをとるときにどういうふうな文言でとったのか、ちょっと知りたいんやけども、どこに書いてあったっけ。

山本里香委員長

この案と、1枚目です。一番原案、発議された原案です。

伊藤 元委員

前のやつやったか。

山本里香委員長

その部分は同じだと思います。

伊藤 元委員

聞き方やわな。

山本里香委員長

その部分は同じです。

中村久雄副委員長

だから、パブリックコメントのその依頼文書がどういう文書やったかということやろう。

伊藤 元委員

そうそう、そうそう。

中村久雄副委員長

それは、この観光条例をつくりたいので、こういうものを今、考えています。それで、市民の皆さん、パブリックコメント、コメントをお願いしますという依頼文書の中で。

山本里香委員長

特にとりたてて。

中村久雄副委員長

特にこういう、その先ほどの指摘のこの観光大使を著名人を想定していますなんてことは書いていませんよね。

山本里香委員長

そんなことは言っていない。

議会事務局 栗田主事

そこまでは書かずに、この条例案に対する意見を募集しますというふうな形で。

山本里香委員長

そういうことで、取り違えなどもあったかもしれませんが。全部が全部じゃないけど、そ

ういう部分があったかもしれませんが、ちょっとそのことは確認をしながら、回答はこれでよろしいですね。著名人を想定して策定しましたということで、そのスタンスでこちらには言っていますので。

この意見についてのことは、これでよろしいですか。2条のところ。23番まで。

(なし)

山本里香委員長

では、次、3条(委嘱)についてのところですが、24から29までです。そのページです。費用についてが大きなところになっております。大分これは条例のときに話をこちらでしたところですので。これは、条例確認のときの修正案をつくるときの議論の内容をまとめたものですので、よろしいでしょうか。

(なし)

山本里香委員長

では、次のページに行きます。4条(任期)についてということです。再任しないように規定してほしいということのご意見でしたが、あと、何人という規定はないので、次々と新しい方が入っていくということも想定できるということです。よろしいでしょうか。

(なし)

山本里香委員長

じゃ、5条(活動など)について、ネーミングの問題、あと、シティーセールスの問題です。よろしいですか。

(なし)

山本里香委員長

最後、第6条(事務局)の扱い、これも議論の中であったことですが、その議論の中の

内容をまとめました。よろしいですか。

(なし)

山本里香委員長

ちょっとここで紹介がおくれましたが、傍聴に研修の方が1名入ってみえますので、申しておきます。

それでは、今、出されたところ、ちょっと休憩をいただきまして、先ほどの7、8、9を今、早急に確認をしたいと思います。その後、この回答を皆さんで認めていただいた上で、確認していただいた上で、条例、先ほど一つ問題点の指摘がありましたが、こちらの、私どもが前回つくった修正案について採決をするための討議と進んでいきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(異議なし)

山本里香委員長

これについて、ちょっと先ほどの意見もありましたので、休憩時間15分ぐらい、済みません、ここでちょっと15分ほどとりたいと思いますので、先ほどの処理も含めてちょっとお考えいただきたいと思います。10分まで、10分まで休憩をとります。よろしく願います。

14 : 52 休憩

15 : 12 再開

山本里香委員長

それでは、再開をしたいと思います。

お手元に先ほど宿題をいただきました7、8、9について、こちらの正副で文章をつくり変えました。また、番号のほうも打ち直しをいたしましたので、確認をしてください。

「本条例案については、市が平成23年度を観光元年と位置づけ、観光推進室を設置した

ことに伴い、本市の発信力・広報力を高めるために、議員発議で提出しました。現在でも商工農水部において、「四日市コンビナート夜景クルーズ」や、「コンビナート企業等への工場見学」など、工業都市であることを生かした観光施設など、様々な情報をPRしています。この条例を制定することで、観光都市を目指した取り組みがより一層進み、発信力・広報力が増し、本市の魅力アップや良さの発見につながるものと考えており、早期に制定するよう努めてまいります。」。

ということですが、よろしいでしょうか。

(異議なし)

山本里香委員長

それでは、これを確認されたということで、議長さんのほうに報告をさせていただいて、議会としてのパブリックコメントの回答ということになります。ただ……。

森 智広委員

これ、後で直しておいてもらったらいんですけど、これ、16番の7、8の回答参照になっているんですけど、9も。

山本里香委員長

文字送りですね。

(発言する者あり)

山本里香委員長

そうすると、7、8、9、7、8、9の回答参照ということで、それを直させていただいて。

小林博次委員

そうやって言うておったやない。

山本里香委員長

それはちょっと文章のほうに反映されていないのでということです。

それでは、これはパブリックコメントの回答ということで、これをもって、次、観光大使条例の審議に入らせていただいてよろしいでしょうか。

(異議なし)

山本里香委員長

観光大使条例の私たちがつくった修正案が2枚目に入っております。確認をいただきまして、パブリックコメントを受けた後、この変更部分があるやなしかということになります。なければ、このままここで採決に移りたいと思いますが、パブリックコメントを受けて、先ほどの指摘もありましたが、ご意見、ここで討議をお願いいたします。

石川善己委員

済みません、先ほどもちょっと言ったんですが、第2条のところに、多分一般市民の方が公募で応募できるという勘違いをされた方が多々見受けられたかなと感じるので、(4)に、第2条の(4)の前に、(4)として、(1)、(2)、(3)号に該当する方で、広く内外で活躍されている方が何か、ちょっと文章的にいいものが浮かばないんですけど、皆さんのお知恵で何かそういった形で、一般市民の方に対する応募ではないんですけどということが理解できる文言を入れたほうがいいのかなんて思うんですが。

山本里香委員長

著名人の方を対象であるということで、条文を追加をする必要があるのではないかといいことですが、これについて。

中村久雄副委員長

この名前自体が、名称自体がわかりやすいので、観光大使にしましたというふうなことがあります。観光大使というのが一般的にテレビやラジオでよく見られている、皆、多くの方はイメージできているのかなというふうに考えます。そして、今回の意見募集であった方の提案を見ていましたら、この方は四日市市民一人一人がそういう思いを、観光、市

をPRせよという思いを持って、市民もできるようにというふうな意図やと酌み取っていますので、決して誰でも応募できることはないというふうな感じじゃないかなと思います。そして、この条例案のほうにも、条例のほうにも、選任のほうで、市長は前条の対象者で選任することができる、市長が適任であると認めて選任するので、公募という形はどこにも書いていないので、そこまで記述なくてもいいんじゃないかなというふうに思います。以上です。

山本里香委員長

ということで、記述の必要はないのではないかなというご意見です。いかがでしょうか。

樋口龍馬委員

私も森委員と一緒に先進市の要綱等をチェックする中で、そこまで明確に著名人に規定していたような文言は見受けませんでしたので、他都市においてもそういった事例というのは非常に少ないだろうということを考えると、あえて幅を狭めることはないのかなというふうにも感じますが。

山本里香委員長

ほかによろしいですか。

小林博次委員

今のままのがええのと違う。

山本里香委員長

という意見も出ました。(5)の市長が特に必要と定める者ということで、最終的にはこの部分で含みになっているという形でよろしいでしょうか。

(なし)

山本里香委員長

それでは、今、指摘をされましたことについてはこのままで、ほかのところでも特にご

異議がなければ。ご意見がなければ。

加納康樹委員

済みません。さっきのところと言わなくちゃならなかったのかもしれませんが。

山本里香委員長

さっきのところ。パブリックコメントのほうですか。

加納康樹委員

はい。この条例のところはこれで私もいいと思います。なんだけど、私たちが条例のところで、第3条（委嘱）から（選任）という言葉に変えたというところに関して、パブリックコメントの委嘱についてのところで、何かここにコメントしておいたほうが丁寧だったのかなと、今になって思ったんですけど、どんなもんでしょうか。これに、パブリックコメントのところで、その委嘱というところについて触れていらっしゃる方もいるので、そのところに関して、私たち、かくかくしかじか選任というところに変えましたというのをここでうたっておくと、説明がよかったのかなと、済みません、今さら戻ってですけど。

小林博次委員

それはそのほうがええですよ。

山本里香委員長

それは、私たちが修正をした部分ということで、その記述が入っていないということですね。ちょっと戻ります。戻ってよろしいでしょうか。

（異議なし）

山本里香委員長

パブリックコメントの第3条（委嘱）についてのところに、費用のこと、これは委員会でも、委嘱ということになると、費用が発生するという事なので、それを変えたわけで

すが、その文言を入れるということですね。

加納康樹委員

済みません。今さら気づいたんですけど。

山本里香委員長

それを説明するのは、委嘱から選任にした理由を入れる。費用が発生するというを入れて、ちょっと、ちょっと待って。

小林博次委員

法律上、問題があったとか何か。

山本里香委員長

原案は委嘱するということでしたがとかというのを入れなあかんか。原案は委嘱という形で進めてまいりましたが。

中村久雄副委員長

条例で委嘱となったら、問題もあったので。

山本里香委員長

報酬発生となるため、あえて選任と変えました。変更しました。選任と変更しました。それで、観光大使の収入に対する報酬は無報酬と、「修正する方向で検討します」、だから、ここだよね。

「委嘱から選任に変更し、費用弁償や謝礼金などについては、ご意見を反映して観光大使の就任に対する報酬は無償とする方向で検討をしています。」。

とか、そういう形でいいですかね。ここのところ、またちょっと休憩をとってせんらんの、じゃ、これはちょっとそのような形で文言を次の休憩で確認するとして、この部分を変えなくてはいけないということで、預かります。

それでは、それ以外のところで、これを置いたままで採決できないということではないですね。ないですね。

(はい)

山本里香委員長

それ以外のところで、条例について、条例案について、当委員会の修正案という形で出させていただきますことにご異議ございませんか。

(異議なし)

山本里香委員長

異議ないということで、これを採決……。

中村久雄副委員長

あれはいつするの。今、採決したら、これが決定なので。

山本里香委員長

最後やね。この有害鳥獣の後、採決。でも、これも異議なしだから、このままだけ……。

議会事務局 栗田主事

付託議案とこのパブコメに対する回答は、別というだけで、付託議案は付託議案で、パブコメに対する回答はパブコメに対する回答なので、これはもう分けて考えていただいて結構ですので、今後、討論・採択というような形で書いていただいて。

山本里香委員長

それでは、観光大使条例案の修正案に対する討論を行いたいと思います。討論。

(なし)

山本里香委員長

それでは、採決に移りたいと思います。

四日市市観光大使設置条例（案）修正案をこの委員会として決定することにご異議ございませんか。

（異議なし）

山本里香委員長

それで、決定をされました。

ということで、案は決定しました。

〔以上の経過により、発議第6号 四日市市観光大使設置条例の制定について、採決の結果、別段異議なく修正可決とすべきものと決する。〕

山本里香委員長

それでは、ここで皆さんに先ほどパブリックコメントについてのことで修正が一部ありますけれども、お知らせをしておかなければいけないことがあります。意見に対する回答ですけれども、これ、決定されたことの報告を議長にいたします。この設置条例は本会議での採決が行われることになりましたが、9月11日に先議が入っておりますので、そこに一緒にしていただくことになるのか、10月5日になるのかということは、議会運営委員会で決定をされることになりました。パブリックコメントの回答は9月11日以降できるだけ早く出さなくてはならないということになりますので、この後、最終確認をしていただいたパブリックコメントはこの文言のままで出すことができるかどうかということが、11日に採決してしまった後では、検討していますとか、語尾のところでのように進めますとかいう言葉については、11日に採決が、観光大使設置条例が丸になったときには、一緒に、同時期に発表するものですから、変えなくてはなりません。そのことを自動的にここで了承いただけますでしょうか。

10月5日に採決となれば、全体採決となったときには、先にパブリックコメントが出ますので、このままの文章が公表されます。

小林博次委員

だけど、やっぱりパブコメの回答をして、それをまた採決という格好でないと、まずい

と思うんやけどな。市民感情からして。こうやって言うておったのに、何でということになるでしょう。

山本里香委員長

それでは、これは議会運営委員会にこのことも含め、常任委員会としてのこの条例案は確認しました。修正案を出しますということと、パブリックコメントの回答をつくりましたということで報告をし、その後は議会運営委員会にお任せするというか、それが順当な順序だと思います。

それでは、そのようなことも含め、宿題は後に残しますが、終わります。終わりますじゃない、ここで一旦。

それでは、所管事務調査に入る前に、休憩、理事者の方の入れかえもあります。その前に、部長さん、条例案について。

清水商工農水部長

貴重なご議論、いろいろありがとうございました。ご承知のとおり、私どもも観光大使の必要性というのは考えておったわけでございますけれども、結果、議会の皆様から発議という形で背中を押されたという格好でございます。不満で言うておるわけじゃないです。押されてスピード感を持ってやらなあかなということのを再認識したという意味でございます。議会議決後は早急に要綱もつくりまして、市と観光大使がウイン・ウインの形で四日市のよさをPRできるように進めてまいりたいと思いますので、よろしく申し上げます。どうもありがとうございました。

山本里香委員長

休憩がたびたび入りますが、ここで10分間の休憩をとって、入れかえもしていただきたいと思います。こちらでちょっと相談をいたします。その前に。

石川善己委員

その前じゃないです。終わってからでいいです。誤字が見つかったものですから。

山本里香委員長

じゃ、休憩をとります。ありがとうございました。

15 : 30 休憩

15 : 40 再開

山本里香委員長

それでは、所管事務調査を再開したいと思います。

有害鳥獣について、前回資料請求がありましたので、資料が提出されております。これについて説明をお願いします。

伊藤農水振興課長

農水振興課長の伊藤でございます。どうかよろしく願いいたします。

先月7月26日に調査いただきました、についてご指摘いただいた分についてつけ加えさせていただきます、資料作成させていただきましたので、ご説明申し上げます。

お手元のほうに、上のほうに24年8月28日と書いた資料のほう、これとあわせて別添で地図のほうを用意させていただいておりますので、よろしくお願い申し上げます。

じゃ、資料のほうをめぐっていただいて、1ページでございます。

1ページにつきましては、24年度の被害の実施状況というような形で、当初予算額とあわせて、サルについては、まず、24年度(1)のサル等の追い払い・捕獲事業業務委託という形で、1回当たり日当として5000円というような形を出させていただいております。

あと、2番目につきましては、サル等の捕獲おりの駆除業務委託という形で、予算とあわせて、おり1個に対して一月3000円という形のもの、それから、サル等の捕獲処分につきましても、当初予算50万で1頭当たり1万円という形で、猟友会のほうに事業委託をしているという部分でございます。

そして、前回23年度の実績もというふうなお話をいただきました。その部分について、23年度につきましては、サル等の追い払いにつきましては実績額87万8000円と、このときは1回当たり日当3000円という形で12月までさせていただいております。1月からは5000円という形でさせていただきました。

あと、2番目のサルの捕獲につきましては、1頭当たり7000円ということで、これは

7000円で、11頭分の7万7000円を実績額として載せさせていただきました。

めくっていただきまして、2ページ目でございます。

2ページ目のほうに有害鳥獣駆除の実施件数という形で再度整理をさせていただいて、出させていただきます。こちらのほうについて、地図をご用意させていただきました。地図とあわせて両方を見ていただくと、ありがたいという形でございます。よろしく申し上げます。

地図のほうにつきましては、まず、銃器の部分、鉄砲を使う部分についての資料、そして、それが1枚目、2枚目、そして3枚目におりを使った部分についてと、地図をつけさせていただきます。

それで、この資料、2ページの資料の左肩のところに、1から順番に9まで番号が振らせていただいております。そちらのほうに対応した部分でこの地図のほうに、四角の2とかというような形で書かせていただいております。

まず、一番上の部分については、これは2番の県地区の下海老で1月26日から実施させていただいた部分でございます。これについては、カラス、ドバトを要するに銃器で駆除するという形のもので、この2番というふうに番号が書いてあるちょうどその下に、おりについては、肉牛の農家さんがございまして、そちらのほうの餌を狙いに、また、仔牛等が繁殖経営という形で、子供を産ませておりますので、そちらのほうをすぐつついたりという形で、仔牛も死んでいるような状況というような被害が出てございまして、こちらに対して有害鳥獣駆除というのを実施いたしました。

ちなみにこの2ページのところで、オレンジ色というか、それを囲った部分についての部分が有害鳥獣の許可区域なんですけれども、その外側で囲っている部分なんですけれども、こちらにつきましては、これは銃猟禁止区域という形で、中を使って猟をしてはいけないという区域になっております。そうした中でございしますが、こちらについては被害を受けているということで、十分に安全に配慮した上で実施するという条件に、有害鳥獣駆除を実施したというような形でございます。

次に、A4をめくっていただきまして、2枚目のところ、同じく銃器でやっている部分についての地図でございます。こちらにつきましては、4番目の川島、桜、水沢、小山田という部分でございまして、こちらについては3月2日から9月1日という180日間で、サル、カラス等の銃器を使った駆除というような形のものをご示させていただきます。

こちらのほうが4という形で、青い線で囲わせていただいている部分です。ですので、

青い線の部分につきましては、桜地区。それと、9番と書いてある紫の外になった青というような形になっておりますけれども、水沢地区それと、飛びまして、川島地区の部分のところで青い輪っかがしてあったところ、あと、プラス山田地区の部分でございます。

なお、先ほど申し上げたように、この赤く囲った部分、これが銃猟禁止区域というふうになっておりまして、例えば9番のほうの左上のほうについては、これ、少年自然の周辺部分、それから、9番の数字の上の部分は桜のスポーツランドの部分という形になっております。

あと、右側のほうにも、これにつきましては住宅地であるとか、その近辺につきましては銃猟禁止区域になっております。

7番のところにつきましては、これは、一番書いてあるところの一部なんですけれども、これについてはヌートリアを空気銃でというような形の駆除の部分が出ております。

あと、9番のところについては、これは水沢地区の全地区で8月18日から9月19日という形で、シカ、イノシシを銃器で駆除をするというのが出ております。こちらのほうについて、具体的に鉄砲で撃てる区域というのが、結局この狩猟というのは、何分にもどうしても、人家の近く、また、人とか車とか建物とか、そういうところに弾が飛んでいくような区域については発砲してはならない、銃猟してはいけないという形になっております。それで、こちらのほうで前回よりもちょっと細かい地図で、住居というのが見えるというような形で、どうしてもやむを得ずこういうような地図にさせていただきました。ですから、この中でも本当に撃てる区域は本当に限られてくるというような形のことで、ご理解いただければと思います。

続いて、A3の3枚目のところです。

こちらのほうがおりを使った有害鳥獣駆除です。

まず、1番のところで、水沢と小山田の部分について、おりを仕掛けております。これにつきましては、おりの場所については赤い形でわかるようにさせていただいた部分でございますが、1-1、1-2、また、右のほうで、山田町のほうになりますけれども、1-3、1-4というふうに書かせていただいているところに、サルの捕獲用のおりを設置させていただいております。

続きまして、3番のところ、3番につきましては、これは南部丘陵公園の南ゾーンのところでございます。こちらについては5月24日までイノシシのおりという形で、これを設置させていただいております。

それから、5番の部分、小山田地区の山田町と四郷の八王子町のところでございます。こちらについても、5 1とか5 2というような形で、ずっとこう番号を書かせていただいておりますが、こちらのところにイノシシ用のおりをセットというか、設置させていただいておりますと。

それから、6番のところ、内部の采女町の部分、こちらにつきましては、この資料の一番右端のところになります、6番というような形で、設置場所を示す赤丸は本当に切れるところなんですけれども、そちらのほうになっております。

なお、3番、6番につきましては、鳥獣保護区の中で、本来なら鳥獣保護するという形で狩猟等はできない部分なんですけれども、被害が出ており、また、危険ということもありまして、おりを設置させていただいているというような形のものでございます。

それと、8番につきましては、小山町のところで、同じく黄色い区域ですけれども、こちらのほうの区域を設定して、こちらについてはイノシシ用のおりを2基置いているというような形のものでございます。

24年度の有害鳥獣の駆除の部分については、右肩のような、このような地図の図面のようになります。なお、2ページのところの下については、23年度の実施件数ということで、市内各所で17件、捕獲についてはサル11頭、イノシシ5頭、カラス66羽というような形の等々で記載をさせていただきました。

続きまして、右側のほうのページですけれども、24年度の追い払いというような形で、出ていただいた部分についての実績で、これ、6月末ということで、延べ2カ所で38日間、延べ118人、23年度につきましては79日間で延べ236人という形で追い払いに出ているという形でございます。

その下に追い払い対策として、どんなものをしているかという部分について、駆逐用の花火の資材の配布、それから、追い払い部隊の組織化とかというような検討、それから、講習会の開催等の部分について書かせていただいております。

そうした形で24年度の追い払い資材の配布数量ですけれども、こちらにつきましては、(1)の配布数量のところ、これ、7月末でT 3の動物用の駆逐用花火というような形で2570本等を地元配布させていただいております。

あと、これにつきましては前回ご説明申し上げたように、事前に取り扱い講習会に参加いただく必要がございます。24年になってからは2回、23年からは延べで561名の方が受講いただいております、具体的な各地区別の人数はこのような形になっております。

あと、23年度の資材配布数量という形で、こちらのほうについても実績を書かせていただきました。なお、こちらについては、配布は23年11月から配布を開始しておりますので、動物用の駆逐用火火、3月までの実績という形になっております。

あと、4ページのところについては、実際に講習会をした場所、それから、人数という形でございます。こうした動物用の駆逐用火火を農家の方自身、また、住民の方に持っていただいて、追い払いをしていただくというような形で、今まで何も方法がなかったと、それから、従来のロケット花火では火事の危険等があるというようなことでしたが、こういうような形で資材を配布させていただいて、今後、特にこれ、川島地区の取り組み事例を書かせていただきましたが、自治会、また、住民の方が連携して80名で追い払い隊を結成していただいております。こうした形で集落のリーダーの方と猟友会、また、他地区との連携ということ、今後進めていかなきゃならないという形で考えております。

続きまして、3番目のところは、前回の資料にも添付させていただいた防除施設等の整備の部分でございます。こちらについては前回と変わらないという、同様の資料でございます。

続きまして、一番下の野生ザルの行動調査、監視業務委託というような形でございます。調査方法につきましては、四日市、5ページのほうに、A群とB群があるというような形で、前回もお話をさせていただきました。こちらのほうで、A群につきましては140から160頭で、3頭のサルに発信機をつけて、それを調査をしていると。あと、B群につきましては、発信機2機をつけてというような形でなっております。

続きまして、6ページをごらんください。

6ページのほうは農作物の被害状況についてという形で、資料請求をいただきました。そうした形で、23年度の被害金額、また、被害額等を掲載させていただきました。この中で、鳥の類につきましては、カラスが一番大きくて268万で、鳥類で322万と、あと、獣の類で被害額として、サルが四日市は非常に深刻でございます。全体で獣類で660万、鳥獣計で980万という形で、約1000万の被害が出ております。

あと、猟友会のほうの人数構成、また、年齢構成というお話でした。猟友会の方、全体で121名で、年代別のパーセンテージは右のような形になっております。

あと、猟友会員による年間の狩猟頭羽数という形で、猟期を設定しております。基本的には11月15日から2月15日という形になりますが、この間の狩猟の頭羽数という形で、四日市市内の部分について示させていただきました。全体で獣類で158、そのうちイノシシ

とかニホンジカ、イノシシ78、ニホンジカ雄雌合わせて80頭というふうな形になっております。

7ページのほうには、猟友会による年間の有害鳥獣駆除の年度別の実績を書かせていただいております。23年についてはサル11頭、イノシシ5頭、カラス66羽、その他というか、それはドバトになるんですけども、6羽という形になります。

あと、最後に外来種の状況はどうなんだというご質問をいただきました。成育状況につきましては、ヌートリアの有害鳥獣駆除を実施しているのは、先ほど示させていただきました桜地区で空気銃を使った有害鳥獣をしておりますが、その生息状況となりますと、桜地区には確実に、私も見させてもらいましたが、あと、市内の例えば海蔵地区なら海蔵川のところにヌートリアがいるというような形のことでお電話いただいたりしております。ですので、生息状況としては、ここにいる、どこにいるという特定は非常に難しい部分ではありますが、市内全域に生息している可能性があるということは否めないというような状況でございます。

あと、アライグマにつきましても、これは報告いただいているのは、水沢、桜、神前というような形ですけども、先日もまちなかにもいるんじゃないかというような形の話もいただきましたが、ちょっと個体数は不明でございます。

そして、国・県との連携という部分ですが、なかなかこの外来種に対する連携という部分については県下全体でというような形のことはできていないのが正直なところでございますが、ただ、外来種につきましては、よそへ移動させることができないというような形でございます。これにつきましては有害鳥獣駆除という形でなくて、環境省の関係もあります。農林水産省と環境省のほうに申請を出して、防除実施計画を上げれば、有害鳥獣駆除という方法をとらずに、すぐに直接駆除をできるというような形のほうもできるというふうに聞いておりますので、そういう方法も取り入れて、即座に動けるような体制を整えていきたいというふうに考えております。

追加させていただいた部分も含めて、資料の説明は以上でございます。よろしく願いいたします。

山本里香委員長

追加資料の説明をいただきましたので、まずはこの今の説明資料についての質疑から入って、所管事務調査を続けていきたいと思っております。

今、説明あったことに対して、ご質問。

小林博次委員

この図解した資料やけど、誰がつくったんやね。

伊藤農水振興課長

私ども農水振興課のほうでつくらせていただきました。

小林博次委員

こんなセンスしかないのか。色を変えたり、普通は図解してもらうときは、見たら、同じ色で、例えばあの狩猟禁止区域なんかでも、もうちょっとわかりやすう。一番前にこの色のやつは何と書いてあるのやろう。普通は。資料は、1枚目が1に決まっているんやけど、2枚目は多分ひょっとすると、2なんやわな。そんな資料をつくるって、これは極めて大事な部分になるんやけど、ちょっとセンスを疑いたかったから。

それから、これ、いろいろ資料を出してもらってありがたいんやけど、7ページの参考資料で、平成19年と21年が、例えばサルでいうと、成果が大きいんやわな。21年はずっと力が入っておったような感じになっていると思うんやけど、これは何か理由があったわけ。

伊藤農水振興課長

こちらの部分については、比較的まだ狩猟できるというか、撃つほうができる山間部というか、山に近いところでサルが生息していたという部分があって、ある程度撃ちやすかったという部分が正直言うとあると考えております。ただ、近年本当に東の方にこうだんだん出てきたということで、撃つに撃てないというような状況があるというふうに考えております。

小林博次委員

サルって追い出して行って、そこで撃つわけやろう。そこにすんでいるのが多かったって少なかったって、皆はわからんように思うやけど、捕獲するときは、追い出して、そこへ集めて殺すわけやろう。

伊藤農水振興課長

サルの部分につきましては、追い出すというよりも、今現状としましては、出てきているところに対して、行って、撃つというような形の部分で、なかなか追い出してこう撃つというような形の体制というのは、今までとれてなかったというのが正直なところ
です。

小林博次委員

そこにおったら、そこにおったら撃つわけや。そうすると、そこへ追い込むというのは
やっていないわけか。

伊藤農水振興課長

追い込んで、撃てるところに追い込むという形のこと、今までできてなかったという部
分ですので、これからは撃てるところに、猟友会と組んで、ここなら撃てるという形で、
そこへ追い込んだ形にして撃つ、捕獲するなり、をしていかなきゃならないというふうに
考えているところです。

小林博次委員

そうすると、平成22年、23年は一生懸命やっておると口で言うておったけど、やってな
かったわけや。いやいや、そうやって、そう聞こえるので、聞いておるやんな。

あなた方の対策は全部間違いとは言わんけど、例えば追っ払いますよと、川島へ行っ
たら、川島で追っ払う。そうすると、追っ払われる人でやないな、追っ払われるサルたちは、
餌のあるところへ行くわけやな。そうすると、あなた方は被害をふやしておるわけや。追
い払うというなら、やっぱり全域で順次サルを追いながら、山のほうへ向けて追っ払って
いく。そういうことが正しいわけや。今はどこから、やれるところをやったからと、そこ
はおらんようになったかわからんけど、そこから追われたサルたちはどっちへ逃げるかわ
からんわけやろう。そうすると、被害が拡大しておったわけや。だから、そこにおったか
ら撃つということで説明いただいたので、そうすると、ここ21年とか19年とか21年は、よ
うけそこへ来ておったわけやな。22年、23年のサルは来なかったわけや。あんたら、何を
しておったんや。追っ払ったんか。追っ払いもせんだんか。

伊藤農水振興課長

サル自体も頭数もふえておりますが、猟友会の方たちのお話を聞きますと、本当に猟友会の方って、撃つ場合については必ずそのそれなりのオレンジ色のジャケットとか、そういうものをつけていただいて、それで行くんですけれども、本当にもうサルもなれてきて、その姿なり、顔も覚えられているというような形のことで、顔を見るたびにすっと逃げていくというような形のことで、非常に撃つのが近々本当にだんだん困難になっているという形では、猟友会のほうからは聞いております。

小林博次委員

誰に聞いた。いつ聞いたの。その話は。

伊藤農水振興課長

昨年からも猟友会の代表の方、会長さんから、サルの実態というか、サルを撃つことの困難さというのは聞かせていただいている部分です。

小林博次委員

去年聞いたわけやな。猟友会から。誰が聞いたの。あなたが聞いたの。

伊藤農水振興課長

私が携わらせていただいたのが昨年です。昨年のときに、正直言うと、もう少しサルというのはすぐ撃てるものかなというのは、私自身は個人的には思っておりました。しかし、昨年猟友会のほうとも接触する中で、いろいろお話を聞かせていただいて、本当にもうオレンジ色のジャケットが見えただけでも逃げると。車の音が聞こえても逃げていくというような形のことで、サルも本当に知能が高いというか、命がけだということもあると思うんですけれども、なかなか撃つことが困難だという話は昨年から聞かせていただいております。

小林博次委員

そうすると、その前、例えば21年、22年は猟友会の総会にも出席していないし、あなた方も。接触はしておったのか。していないやろう。だから、怒ったわけやろう。猟友会と

うまくいかなかったわけや。猟友会にお願いしても、サルを撃ってくれやんって、あなた方は影で我々におっしゃっておったわけや。実際に23年にあなたが課長になってから、猟友会と接触して、実態を聞いてもらったわけやな。23年やと、数字が上がってこないとかかんけど、下がっていったやん。21年の半分に満たんわけやわな。だから、この資料がどんな背景でつくられたのか、ちょっと解説がないのでわからんけど。

そうすると、あの新しい体制では、全地域が協力して、山へサルを追い上げていく、菰野も協力しておるのやろうな。追い上げていく体制をとっておる、とれたわけやね。

水谷商工農水部理事

23年度は、私ども、本当に補正予算の出し方の問題で猟友会の皆様方にご迷惑をおかけしまして、特に9月から12月の間、サルの駆除に対してご協力がちょっと得られなかったという状況がありました。そういう関係もありまして、23年度は特に頭数が減っておるといのが一つあります。それと、ことしに入って、そういうことも猟友会の会長以下役員の方ともお話をしながら、どういった形で駆除ができるのかということで、あと、地元の方のご協力を得ながら、追い払いをできるだけ山のほうへ、追い払いを断続的にしながら、撃てるところで撃てるような形をとっていきたいということで、今、話を進めております。それと、確かに21年、22年以前につきましては、私ども、担当係長、担当者が猟友会の総会等に出席させていただきながら、猟友会と意見交換をさせていただきました。私ども、課長なり、私が猟友会の総会に直接出たということにはなかったわけでございます。その点は大変そういった努力がなかったのがなということで反省はしております。

小林博次委員

これは23年の実績で、25年はさぞかし成果が出るやろうと見ておるんやけど。いやいや、きちっと追い払いの体制と、それから猟友会の皆さん方の協力と、で、これは四日市だけではだめやと思うんやわ。追い払われて寄ってくる菰野の人たちは大迷惑になるわけやわな。四日市で餌を食わせて太らせて、子供をいっぱいつくらせて、で、終わったら山へ追い込まれるというんじゃ、そりゃ菰野の人ももたんから、そういうあたりもきちっと連携をして、という体制ができたわけやね。また、そうしたら、そういう体制について、どんなのか、中身がわかりませんから、資料をください。

終わり。

水谷商工農水部理事

体制等について、私ども北勢地域、菰野を含めて、サルの連絡協議会等も市町の間で持っておりますので、そういった形で、例えばお隣の菰野町、鈴鹿市等々で連携をとれるように対応をさせていただきたいと考えております。また、資料のほうも用意させていただきます。

山本里香委員長

これは資料の請求ということですか。

森 智広委員

2点お伺いしたいんですけども、6ページの農作物被害状況ですけども、平成23年度計1000万ぐらいの被害、これ、被害状況を調査する方法というのはどういう方法をとられていますか。

森田農水振興課付主幹

獣害のほうの担当の係長の森田でございます。よろしくお願いいいたします。

こちらの被害の額をこちらで示させていただいております。面積のほうは、私どもが向いて聞き取り等々をさせていただいた中の面積のほうから、一応その県のほうで一律の考え方としまして、お米でどれぐらいの、1俵当たり、1kg当たりどれぐらいの単価の被害額ということで、示していただいておりますので、野菜なら、大根でしたら、kg当たり94円とか、そういったものが一応算出表ということで、一律のものをつくっていただいております。これをもとに被害額につきましては算出させていただいております。

森 智広委員

被害額は係数を入れて計算するとして、市としては面積を調査するということですか。

森田農水振興課付主幹

はい、そういう形でございます。

森 智広委員

これは調査に行つて、調査するんでしょうけれども、どういうふうに網羅的に把握するような体制をとられているんでしょうか。

森田農水振興課付主幹

うちのほう、今、担当の者と私、2人おりますけれども、それ以外の者でもお電話いただきまして現地のほうへ赴きまして、面積、どれくらい被害があるかという形のものを、その常々、時々で見させていただいております。その集計という形でございます。

森 智広委員

水沢ですと、もう日常的に被害に遭われている方がいて、特に申請とかもしない方もいらっしゃるわけですね。そういう意味ではもっとこう網羅的に被害を把握できるような体制、例えばどうなんですかね、わからないですけれども、市民センターが把握するとかでもいいんですけれども、そういった体制を整えていただかないと、これ、氷山の一角です。意外と少ないやんで終わっていくと、それはそれで何かちょっと悲しいことですので、できる限りこう網羅的に把握できるような体制を、何か部局をまたぎながらでもいいので、把握していただきたいなと思っております。市内全域がそんなことをやる必要はなくて、本当に重点地域だけでいいと思いますので、これは要望でお願いしたいのと、もう一つ柵の件なんですけれども。

山本里香委員長

柵。

森 智広委員

防除施設等、おりですか。じゃない。電子柵ですね。4ページの電子柵ですけれども、ちょっとこれ、資料をちょっと超えるかもしれないですけど、平成24年度50万円ということで枠を決められているんですけれども、もう既にもう50万の枠を超えている状況ですけれども、これは今後補正予算等々含みで考えられているところはあるですか。

山本里香委員長

電子柵について。

伊藤農水振興課長

こちらのほうにつきましては、既にもう当初予算を上回った形で要望いただきまして、緊急に対応する必要があるということで、既決内の予算の中で動かさせていただいた部分です。そうした部分で、今後もお話をさせていただいて、必要という場合については既決予算で対応、またはそれでもできないという場合につきましては、当然ながら補正予算というようなことも考えさせていただいて、対応していきたいというふうに考えております。

森 智広委員

年度の前半部分でもう予算枠がいっぱいになってしまうということは、それだけ需要があるということです。その部分の皆様の方々の市民の声も受けとめながら、今後、対応のほう、よろしく願いいたします。

以上です。

山本里香委員長

ほかに。

小林博次委員

ちょっともう一つ、よろしい。

山本里香委員長

はい。

小林博次委員

シカとニホンジカとどう違うのや。何、種類が違うのか。

伊藤農水振興課長

シカとニホンジカですか。

小林博次委員

うん。

伊藤農水振興課長

このあたりに生息するのは、全てシカというのはニホンジカというふうに、私は聞いております。

小林博次委員

そうすると、この資料の中にニホンジカとシカと書いてあったから、これは種類が違うのかと思って。一緒なんやな。一緒なら一緒にしておかなあかんやん。

伊藤農水振興課長

資料の不手際、申しわけございません。

山本里香委員長

ほかに。

樋口龍馬委員

昨年提出していただいたときに比べると、大分サルの被害額が上がってきているんですよね、多分これ。被害総額としては昨年も800万ぐらいやったのが、サルが物すごいふえているので、ちょっとここ3年ぐらいでいいので、縦断的にわかるように被害額の移り変わりを教えてください。何でこんなにサルがふえたのかなと思って、驚いておるんですが。ちょっと資料をお願いします。今度で結構です。

山本里香委員長

資料請求です。経年の被害額の変遷ということですが、どちらが。

伊藤農水振興課長

被害額についても資料を用意させていただくようにします。

山本里香委員長

ほかに。

石川善己委員

済みません。ちょっと聞き漏らしたかもわからないので、資料の見方を教えてください。猟友会のところの2番のこの右側の一番下、イノシシ78頭、ニホンジカ雄、雌云々とあるのと、その右側のページのここ、猟友会による有害鳥獣駆除の年度別の実績というところと、この関連性って、ちょっとごめんなさい、聞き漏らしたかもわからないので、22年度の実績でイノシシ78頭と、こっちの右側の表やと3となっているの、これちょっとわからなくて、説明を聞き漏らしたかもわからないですけど。

伊藤農水振興課長

説明が不足してしまして、申しわけございません。

6ページの下に猟友会会員による年間狩猟頭羽数というのは、これは基本的に11月15日から2月15日までに設定しております猟期の期間にどれだけ捕獲をしたかというのを、猟友会さんが三重県のほうに報告をしている数字でございます。それに対して7ページのほうの有害鳥獣駆除というような形につきましては、サルの場合については、これは年間の狩猟鳥獣という形でされておられませんので、サルの場合は年間の部分なんですけれども、例えばシカとかイノシシ、カラス、ヒヨドリ、こういうものについては狩猟鳥獣ということで、猟期は猟期で撃ちますけれども、猟期以外のときに撃った部分が7ページのほうの有害鳥獣による年度別の実績という形のふうに読んでいただきたいと思います。済みません。

小林博次委員

書いておけよ、そのぐらい。わからへんやないか。

山本里香委員長

よろしいですか。説明。

石川善己委員

ごめんなさい。ちょっと理解力不足で。猟期以外のときに撃ったイノシシが3頭ということの理解、何かようわからんですが。

わかりました。とりあえずそういう形で聞かせていただきます。

いろいろとやっていただいているのはわかるんですが、市の西部へ行くと、必ず出るのがサル、イノシシの被害の話で、やっぱりお金をかけてやっています、やっていますということだけではあれだと思うんです。やっぱり農家の方が、あ、減ったねと実感して初めていろいろやっていただいている効果というのが出てくると思うんですよ。やっぱり少しでも、あ、減ったかなと、農家の人を中心に実感できるような形で、駆除ができないのはわかるんですけど、実感できないと、本当に何もしてもらっていない、何もしてもらっていないって、こう本当によろしく聞くんですよ。一応こういう形でやっていますよって、僕らはそういう説明を受けていますよという話はしても、むしろふえておるやないかという話ばかりなんですよ。ぜひとも被害を受けている皆さんが、あ、少しでもサルとかイノシシが減ったなと実感できるような取り組みをしていただきたいなと、これはもうお願いして終わります。

山本里香委員長

ほかに。

伊藤 元委員

済みません。農作物被害の状況のところなんですが、以前データで出ておったのか、ちょっと記憶にないんやけれども、金銭的に出してもらっておるのやけれども、それぞれの鳥獣が何を食べるのかなって、ちょっと知りたいのやけれども、そういうのってわかりますか。例えば季節野菜、畑の野菜やったら、季節野菜と露地物が多いんやと思うのやけれども、このイノシシとサル、シカ、ヌートリアとかスズメ、カラス、ヒヨドリ、何を好んで多く食べておるのかということは把握はされていますか。もしわかっておれば、ちょっと資料としてもらえるとありがたいのやけれども、いかがでしょうか。

山本里香委員長

被害作物とその被害を与えるものとの関係がわかるようなものということですが。

森田農水振興課付主幹

済みません。それにつきましては資料のほう、ご用意をまたさせていただきます。申しわけございません。

伊藤 元委員

ありがとうございます。よろしく申し上げます。

山本里香委員長

ほかに。

(なし)

山本里香委員長

きょう要求された資料についてですけれども、次の委員会中に、次の常任委員会中に出していただくということで、できますでしょうか。

(発言する者あり)

山本里香委員長

そうしましたら、この所管事務調査ですけれども、これで回数を重ねていくことになってしまっているんですが、今回その請求された資料の説明を受けて、それで、そのときの意見交換で終わるということにさせていただきたいと思いますが、もう資料請求は今回のものを今度出していただいて、それで説明をいただいて、皆様のご意見をいただくということで、まとめに入りたいと思いますけれども、そのような段取りでよろしいでしょうか。

(異議なし)

山本里香委員長

もし、資料請求がありましたら、今。

石川善己委員

基本的にはそれでいいと思っているんですけども、できたら各定例月議会の委員会の席で結構なので、累計で駆除された頭数の表ぐらいは、現時点で累計どれだけというものを、各議会ごとには出してもらえたら、委員会の席に出してもらえたらなと思います。資料としてだけで。

山本里香委員長

これからの後ということだと思いますが、そういうようなことも含めて、次の説明のときに最終確認で所管事務調査として依頼をするなら依頼という形ができるのであれば、そのようにしたいと思いますが、それでよろしいでしょうか。

(異議なし)

山本里香委員長

さて。

伊藤 元委員

済みません。簡単に。

さっきの農作物被害のことで、例えば食べ物というか植物、食物、どういうふうな対策をとっておるのかなというのは、わかるかな。例えばこれ、ようわからんのやけど、スズメがこれ何を食べるのかなって思うんやけど、私ら、思えば、ようお米ができかけたとき、実るちょうど前ぐらいに、おいしい汁を吸うていくというふうに言われるんやけど、私ら、その辺、ようできておるところなんかへ行くと、糸を張ったりするのやけど、そんな対策ってみんなそれぞれされておるんやわな。その辺ってどうなのかなって思って。全く無防備でこうやって被害が出ておるっていうわけじゃないですよ。聞いたことあるのは、今もその前に電気柵ですか、そういうのでイノシシの侵入を防ぐとかいうふうなことがあると思うのやけど、それぞれの動物が好んで食べる作物のつくってあるところの防ぐ方法というか、防ぐ対策をどうやってしておるのかも一つあわせて教えてもらえるとありがたい

なと思うのやけど、わかりますか。

山本里香委員長

それでは、捕獲とかそういうもの以外に、追い払い以外に、どのようなこの被害を防ぐための手立て、情報共有も含めて、啓蒙も含めて、どのようなことが対策されているかということがわかるような資料をいただくということによろしいでしょうか。用意できますか。

伊藤農水振興課長

一般的にスズメ等もあると思います。どこまで、どれくらいの被害が出るから、ここまですなきゃいけないという部分については、ちょっとわからない部分があるかわかりませんが、ちょっと調べさせていただいて、こんな対策があるというような形のものを用意させていただきたいと思います。

伊藤 元委員

やっておるとのことだけ教えてほしい。

山本里香委員長

実態ですね。

伊藤 元委員

例えばやっていないならね。済みません。

山本里香委員長

ということで、状況をまた報告をしていただいて、それで実際は啓蒙も、活動も必要だと思いますのでということです。

それでは、8月定例会議会の常任委員会中に、今お願いをしました資料を提出していただいて、その説明を受け、そこで質疑を経て、意見交換をして、この所管事務調査をまとめていきたいと思いますので、その方向でよろしくをお願いをいたしたいと思います。よろしいでしょうか。

(異議なし)

山本里香委員長

それでは、農水商工部さん、ありがとうございました。

先ほどの課題の事項、今、パブリックコメントの、今、資料をお手元に配らせていただきます。このことを確認していただいて、あと、連絡が委員のみの方でありますので、まず、これだけ確認します。

3枚目です。3枚目の第3条についてのところ。

じゃ、ありがとうございました。

「費用弁償や謝礼金などについては、ご意見などを反映して、第3条の見出し及び本文中の委嘱を選任とし、また、観光大使の就任に対する報酬は無償とすると修正する方向で検討します。また、費用弁償等の必要経費については、市長が別に定めるべきものと考えています。」ということで、前段追加をしました。これにてよろしいでしょうか。

(異議なし)

山本里香委員長

それでは、確認をされたものとして、これを報告をさせていただきます。

それでは、この件については終わり、最後に皆さんに……。

小林博次委員

ただ、例えば7、8、9のところ、今まとめてもらったよね。早期に、下の、「早期に制定するよう努めてまいります」と書いてあるんやけど、答えを出す前に決定はしたわけやから、最終決定が一番最後なら、この文章でええけど、こっちのほうが早ければ、議会の本会議が、この文章は決定しましたということの文章に変更しないと。

山本里香委員長

先ほどその話をさせていただいて、その前後については、議会運営委員会によるものですけれども、そういった時間的な差異が生じてきた場合には、そのように語尾を訂正する

ことがあります、それはご了解ください。よろしいでしょうか。

(異議なし)

山本里香委員長

それでは、最後にこちらのほうから、今度の議会報告会、その他事項ということで、11月の定例会議が終わった後の議会報告会の場所の選定についてということで、ここでお諮りをしたいと思います。

12月27日が予定というか、日時は決定をされていますが、皆さんのお手元に今回回ってくるのが南部ブロック西ということで、四郷、川島、桜、内部、小山田、水沢地域ということになります。

1枚資料を開けていただいて、A3の横長の資料には、南部ブロック西、右下ですけれども、3カ所の場所が想定されるというか、使用可能であろうということの案がありますが、この中から選んでまいります。ちなみに次回は日永の交流センターになりますが、この三つのうちでどうさせていただきますでしょうか。資料がほかに横長についておりますが、もう皆さんのたってというご意見があれば。

加納康樹委員

あくまで個人的な思いとしては、産生の委員会なので、含まれる四郷地区というときに、笹川団地の中で多文化共生のシティミーティングをしたかったんですが、正副に従いたいと思います。

以上です。

山本里香委員長

笹川の……。

加納康樹委員

いや、今回南部で、南部西で四郷地区が含まれるけど、候補地がないということになっているんですが、だけれども産業生活委員会としてその順番が来たときには、笹川団地の中で無理くり探してでも多文化共生のヒアリング、シティ・ミーティングをしたかったな

という思いがあるということ、せめて言葉だけは発したいなと思って、別に正副の思いで結構でございます。

山本里香委員長

わかりました。

会場のプランの中にはないけれども、そういう思いはあったけれどもということですが、ほかにご意見がありますか。

森 智広委員

これやはりこの三つに限定されるんですかね。

山本里香委員長

いえ、実は次のというか、この秋は桜、そこに書いていないかな、桜中学校ということで設定をされていますけれども、私たちじゃないですよ。この予測、10月にされる……。

(発言する者あり)

山本里香委員長

そうですね。だから、会場のバリアフリーの点とか、駐車場の点とか、冷暖房の点で一応この規模的に50、60、70とかそれぐらいの人が入れるという意味合いのところピックアップしてあります。例ですから、ここにこだわることはないのですが、バリアフリーとか駐車場のことについては頭において決定をしなければいけないことだとは思っています。ご意見があれば、ここでそれで決まっていけばですが。

小林博次委員

正副委員長に任せておくわ。

山本里香委員長

正副委員長にという、私たちのプランを、一言、副委員長。

中村久雄副委員長

なかなか議会がこういう形で出ていくのは少ないので、こういう形で三つ出てきて、あ、これはちょっと水沢、この機会に行きたいなという、茶葉振興センターで、ちょうどちの水沢出身の方もいらっしゃるし、盛り上がるかな。おいしいお茶が飲めるかなと考えたんです。

山本里香委員長

そういうふうに私どもで案は持っていますが、各代表者会議、運営委員会の各場所で、つまり24地域にばらけてしていくということも含めてこのプランが広がってきたわけなので、できるだけ、例えば総務が今度桜中学校でされるということなので、桜はもう、この委員会としてではないですけども、やられるからということで、消去法も兼ねたりとか、いろんなことをして、一つの案としては茶葉振興センターも産生の部門でもあるということで思いました。資料としては、こちらA4の部分に、ちょっと離れていたところで、民家から離れているという部分はあるのですが。

森 智広委員

離れておるんですよ。

山本里香委員長

離れているという部分もあるんですけども。

例えば今、出た笹川地域とか四郷地域で、あえてこういう場所ならできるかもしれないというプランがあれば、またそれも兼ねてここで考えていただければいいですけど、私たちの案としては、茶葉振興センター、ちょっと離れているけれどもという、有害鳥獣のこともあって、その地域かなということもあたりもするので、茶葉振興センターだし、いかがでしょうか。

伊藤 元委員

やっぱり市内いろんな集会場がある中で、その場所で何をするかということがやっぱり大事やと思うんですよ。今、正副案では一応こうやって茶葉振興センターと言うていただいていますね。ここでやはりその報告の後のシティ・ミーティングの議題をどうするかと

いうことを決めていけば、特に人が寄る、寄らんは、こちらが聞きたいとかそういうことがあるやろうし、向こうも言いたいこともあるやろうしということで、していくことが一番大事かなというふうに考えますので、その大義の部分の一つ決めていただければいいんではないかなというふうに思います。

山本里香委員長

内容とも絡めてということだと、それが大事だということだと思います。観光であるとか、農産業振興のこととか、この有害鳥獣のこととかということがこの地域であれば上ってくるのではないかなということは考えながらの提案ですが、それによろしければ、それで進めさせていただきます。

(異議なし)

山本里香委員長

会場の大きさは50人程度ということの会場の広さです。春にはなかなかすてきなところ
です。桜がこう。

(発言する者あり)

中村久雄副委員長

いやいや、冬やろう。12月。

森 智広委員

凍結してあるかもしれん。

中村久雄副委員長

それやったらぎりぎりやな。

山本里香委員長

雪が降る。雪が降りますか。

(発言する者あり)

山本里香委員長

いろいろと地域柄の気候上のこともあります、よろしいでしょうか。

(異議なし)

山本里香委員長

それでは、そのように決定をさせていただきます。内容についてはまた提案もさせていただきますので、そういうことでよろしく願いをいたします。長い時間にわたりましたが、ご協力をいただきました。

ありがとうございました。

16 : 37 閉議